

大阪市教育委員会バナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 大阪市教育委員会ホームページ及び大阪市立図書館 Web サイトにバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市教育委員会バナー広告掲載要領」、「大阪市教育委員会広告掲載取扱基準」に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(GIF アニメ)

第3条 GIF アニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする

(大阪市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが大阪市ホームページ（大阪市教育委員会ホームページ及び大阪市立図書館 Web サイト）のコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 大阪市教育委員会ホームページ、大阪市立図書館 Web サイトと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 教育や図書館を連想させる分野において、一般的な表現を用いるなど、ユーザーが大阪市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

本ガイドラインは平成19年2月1日から施行する。

